

第 4849 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 7日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 人間ドックの検診費用を会社が負担するとき

Q：当社では、この度、40歳以上の社員を対象に人間ドックの検診を行います。この場合の検診費用は源泉徴収の対象になりますか？

A：特定の役員又は従業員を対象とする検診の場合は、源泉徴収が必要になります。

【解説】

役員又は従業員が勤労者たる地位に基づき会社から受ける経済的利益は、原則として給与所得の収入金額に含めなければなりません。次のような場合には、給与所得として課税しなくてよいこととされています。

- ① 役務の提供が受給者の職務遂行に欠くことができないものであること
- ② 受給者にとって選択の余地がないものであること
- ③ 経済的利益の額が少額であること
- ④ 政策的な判断から課税することが相当ではないと認められること

したがって、会社が従業員の健康管理として人間ドックの検診料を負担する場合においても、次のような条件で実施している場合には、給与として課税されることはありません。

- ① 労働者に対する健康診断が義務付けられていること
- ② 人間ドックの検診が、健康管理上、一般的に実施されていること
- ③ 全従業員（一定の年齢以上のすべての者の場合も可）を対象とするものであること
- ④ 検診料が通常必要であると認められる範囲内のものであること

